

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

東京高判平成二八年三月二八日
金融・商事判例一四九一号一六頁

藤 田 和 樹

【事実の概要】

本件訴訟は、医薬品の製造及び販売等を目的とする株式会社であるY（被告・控訴人）の発行済株式総数（六万株）の一〇〇分の三以上の数の株式（四七三〇株）を有する株主であるX（原告・被控訴人）が、Yに対して、会社法四三三条一項に基づき、Yの会計帳簿又はこれに関する資料（以下、「会計帳簿等」とする）の閲覧謄写請求を行った事案である。なお、YはXの父である甲が設立した会社であり、甲とその妻である乙の子として、長男丙、長女A、そして、二男Xがいる。甲と乙は既に死亡しており、訴訟当時、Yの代表取締役を務めていたのがAの夫Bであり、A

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

も取締役を務めていた。また、Yの会計年度は当年十月一日から翌年九月三〇日までとなっていた。ところで、Xは、本件訴訟に先んじて会計帳簿閲覧請求仮処分事件（以下、「仮処分事件」とする）を申し立てており、この申し立てが為されたのはXのAに対する株券引渡請求訴訟（以下、「別件訴訟」とする）においてXが申し立てた文書提出命令等が却下された直後頃であった。

Xは本件訴訟において三つの請求理由を主張しており、そのうちの 하나가、「Yは、平成一七年三月に有限会社Cに対する貸付金の返済を受けたことになっているが、Yの平成一六年度の短期貸付金は前年度よりも減少しているものの、これと未収入金、立替金、仮払金及び貸倒引当金の合計額は前年度とほとんど変わっておらず、帳簿の不正操作が疑われるから、Xは、株主として、会計帳簿を確認して、不正を明らかにするとともに、帳簿を操作した役員に対し責任追及を行う必要がある」（以下、「理由A」とする）とするものであった。そして、第一審である原審（長野松本支判平成二六年七月一七日金判一四九一号二九頁）では、別紙目録一において、平成一六年度における総勘定元帳、手形小切手元帳、現金出納帳、会計用伝票のうち平成一七年三月ころの有限会社Cからの四〇〇〇万円の返済に関する

る部分と記載されており、理由アと関連性のある会計帳簿等としてこれらの閲覧謄写請求が行われたことが窺える。

原審では、Xの請求の全部が認容された(右に示した別紙目録一記載の会計帳簿等も理由アと関連性があると認められた)。ついで、この原審判決を不服としてYが控訴したところ、Xは請求の対象を変更し、請求を減縮した。

具体的に述べれば、原審においてXは、前述のとおり、総勘定元帳に加えて、手形小切手帳、現金出納帳、会計用伝票の該当部分についての閲覧謄写請求を行っていたが、控訴審である当審では、Xは手形小切手帳以下の請求を行わずに総勘定元帳に含まれる各種勘定元帳の該当部分に限り閲覧謄写を請求した(ただし、請求対象である勘定元帳の期間の幅を拡張している⁽¹⁾)。その一方で、当審においてXは、Yの関連会社である有限会社CからYに返済された四〇〇万円の一部がYのD銀行普通預金口座(以下、「本件普通預金口座」とする)から当座預金口座に送金された後にCに対して再送金されたこと、また、その当座預金口座から同じくYの関連会社である株式会社Eに対して送金されたことを勘案して、C及びEの口座からAによって現金等の引き出しが行われたことが推測される旨を主張した。なお、原審においてYはXに対して請求理由と関連性のあ

る一部資料を提出しているが、当審においても、九回の弁論準備手続期日を経る間に、YはXからの要望等を踏まえながら請求理由と関連する資料をXに対して送付している。

【判旨】一部認容・一部棄却

一 本件請求理由が明らかになされているか

「会社法四三三条一項に基づく会計帳簿等の閲覧謄写請求をする株主等は、その理由を具体的に記載しなければならぬ……」。そして、株主等に理由を具体的に記載させるのは、請求を受けた会社が閲覧等に應ずる義務の存否及び閲覧させるべき会計帳簿等の範囲を判断できるようにするとともに、株主等による探索的・証拠漁りのな閲覧等を防止し、株主等の権利と会社の経営の保護とのバランスをとることにあると解されるから、違法な経営が行われているとの疑いを調査するために上記請求をする場合には、具体的に特定の行為が違法又は不当である旨を記載すべきであると解される。」

「Xの主張する理由ア……のみでは、……返済を受けた以降の全ての資金の流れを把握するというに等しく、違法又は不当であるとする行為が具体的に特定されているとはいえない。もっとも、Xは、CからYに返済された四〇〇〇

万円は、そのうち一部が本件普通預金口座から当座預金口座に送金されて、さらにCに再び送金されていることを踏まえ、AによってCの口座から現金等による引出しがされたことが推測され、また、同様に、Yの当座預金口座から関連会社である株式会社Eに送金され、Aによって株式会社Eの口座から現金等による引出しがされたことも推測される旨主張しており、Yからその関連会社であるC及び株式会社Eに対して不必要又は不適切な財貨の移動がされていないかを確認する必要があることを理由として主張しているものと解される。そうすると、Xの主張する理由Aは、CからYに返済された四〇〇〇万円の資金についてC及び株式会社Eに対する財貨の移動を通じた不正会計処理という限度において、Yの取締役らの問題とする行為を具体的に特定していると解することができる。」

二 本件請求理由と関連性のある会計帳簿等の範囲

「株主等による会計帳簿等の閲覧謄写請求は、請求に当たった理由の明示が要件とされていることからすれば、請求理由と関連性のある範囲の会計帳簿等に限って認められると解される。……Xの主張する理由Aと関連性のある会計帳簿等の範囲は、Xが求める別紙請求目録記載のもの」

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

ち、四〇〇〇万円の貸付金の返済を受けた平成一七年三月から平成一八年九月三日までの間のC及び株式会社Eに対する財貨の移動に係る部分であると認められる。」

三 本件請求に対する拒絶事由の有無¹⁻²⁾

「Xは、本件訴訟に先だって……仮処分事件……を申し立て、保全の必要性を基礎付ける事情として、別件訴訟への証拠提出の必要性があることを主張し、また、別件訴訟において文書提出命令等の申立てを行い、これが却下された直後頃に仮処分事件を申し立てたことが認められる……が、Xは、仮処分事件において、Yの取締役の責任追及の準備や取締役の利益相反取引の有無を調査する必要などをも主張していた……のであり、そうであれば、本件の請求の目的が別件訴訟で用いるための材料探しであると直ちにいうことはできないし、他にこれを認めるに足りる証拠もない。」

「Xは、……送付を受けた……資料の範囲で、理由Aとの関係が必要となる会計帳簿の内容については開示を受けたと認められるというべきであり、更に他の会計帳簿の閲覧謄写を求めることは、不必要に多数の会計帳簿の閲覧謄写を求めるものと認められ、Yの業務の遂行を妨げるものとして会社法四三三条二項二号に該当すると解される。」

もつとも、……送付を受けた資料によっても、Yの定期積金、定期預金及び普通預金の各口座からC及び株式会社Eに対する資金の移動に関する部分については開示されているということはできない。そして、平成一七年九月の当座預金元帳については、現存していることを認めるに足りる証拠はなく、これについて閲覧謄写を求めるところはできないと解されるところ、それに代わるものとして送付された同月分のD銀行の当座勘定取引照合表の写し……では、少なくとも金額が手形や振り込み代わり金として出金されていることが認められる……ものの、その内訳を示す振込受付書、振出手形の耳などは開示されていない。したがって、平成一七年三月一日から平成一八年九月三〇日までの期間についての定期積金元帳、定期預金元帳及び普通預金元帳のC及び株式会社Eに対する資金の移動に関する部分並びに平成一七年九月一日から同月三〇日までの期間についての現金元帳、売掛金元帳、長期貸付金元帳、短期貸付金元帳及び立替金元帳のC及び株式会社Eに対する財貨の移動に関する部分については、会社法四三三条二項二号に該当しないと解される。」

【研究】

一 はじめに

本件訴訟の控訴審判決である東京高判平成二八年三月二八日金判一四九一号一六頁（以下、「本判決」とする）は、株主による会計帳簿等の閲覧謄写請求に対して、その一部についてのみ閲覧謄写が認められた事例である。

会計帳簿等の閲覧謄写請求権は、会社の営業時間内に行うこと及び請求理由を明らかにすることがその権利行使の要件とされている少数株主権である（会社法四三三条一項柱書）。ただし、当該権利行使に対する会社の拒絶事由が明文上規定されている（同条二項各号）。現行の帳簿閲覧権制度の原型は米国法に倣う形で昭和二五（一九五〇）年の商法改正によって導入されたもの⁴、その後しばらくの間は、会計帳簿等閲覧謄写請求事件の訴訟係属数は極めて少なく、その数は他の少数株主権行使事件の訴訟係属数との比較においても少ない方であったようである。しかしながら、近年は本件のように訴訟に発展して判決に至るケースが着実に増えつつあるように思われる（本稿でも幾つかの判例及び裁判例を紹介したい）⁶。その要因の一つとして考えられるのが、平成五（一九九三）年の商法改正によつ

て発行済株式総数の一〇分の一以上だった持株要件が一〇分の三以上に引き下げられたことであろう。本判決は、かかる現況下における近時の会計帳簿等閲覧謄写請求事件の裁判例の一つであるが、帳簿閲覧権に関する従来の判例及び裁判例の中での位置付けが問題となるのである。

ところで、本判決は前記判旨のとおり三つの争点に分かれているが、本稿では、争点を四つに再構成して検討を行うこととしたい。そのように構成し直すことで、各争点間の関係性がより明瞭になるものと考えているからである。そして、その関係性から本判決の意義が見えてくることを期待しつつ、さらには、新たな課題を提示できれば望ましいと考えている次第である。

二 請求理由の具体性

1 学説

会社法四三三条一項で要求される会計帳簿等の閲覧謄写の請求理由の記載が「具体的」でなければならぬことについては学説上異論がないようである。⁹⁾しかしながら、当該請求理由がどの程度まで具体的になければならぬかについては争いのあるところである。以降、そのような学説の状況を概観しておきたい。

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

まず、要求される具体性の程度を比較的緩やかに解する学説として、「取締役の不正行為の疑いに関し調査するため、業務執行の適否、合併・減資の要否、代表訴訟の要否につき調査するため、経理上の疑問点解明のため」というような程度のもので足りるとする見解がある。¹⁰⁾この見解に賛同する論者は、株主が一定の理由を示して閲覧を求めた後に会社との交渉過程で請求理由が具体化されていくため当初から厳格な具体性を伴う請求理由を示す必要はないと主張する。¹¹⁾なお、当該論者は、後年の論稿において、会社との交渉によつて請求理由が具体化される余地があること、少数株主権であるがゆえに濫用の危険性が少ないこと、そして、会社の拒絶事由が定められていることを理由として、具体性の程度を可能な限り緩やかに解すべきである（ただし、具体的であるかどうかは個別に判断されるため、その結果には違いが生じ得る）との考えを示すに至っている。¹²⁾次に、具体性の程度を比較的厳格に解する学説として、請求理由の具体性が要求される基本的な理由に鑑みて会社法四三三条二項各号に規定する拒絶事由に該当するか否かを会社が判断できる程度に具体的でなければならず且つそれで足りるとする見解¹⁴⁾、また、会社が記載された請求理由を見てその目的に関連する帳簿等の範囲を特定できる程度に

具体的になければならず且つそれで足りるとする見解が唱えられている。最後に、請求理由の具体性の程度を最も厳格に解していると思われる学説として、「株主の知る権利と会社経営の保護のバランスをとるためには、ある程度具体性のある閲覧目的が株主にあり、株主の閲覧の必要性がより具体的で高いと考えられる場合に限って閲覧が認められる、と解することができる」としたうえで、「株主によるいわゆる『魚つりの遠出 (Fishing expedition)』を防止する必要がある」ことから、「具体的に特定の行為が違法または不当である旨」の記載を求めることもできるとする見解がある。もともと、この見解は論稿全体の文脈から判断して解釈可能な範疇として提示されているものと考えられる。その証左に、当該見解の論者は、同じ論稿において、帳簿閲覧請求（会社法四三三条）と検査役選任請求（会社法三五八条）の機能分担を考慮するならば、検査役選任請求に際して要求される「株式会社社の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由」（同条一項柱書）よりも一般的な理由で足りるのではないかと述べている。¹⁷⁾

2 判例及び裁判例

過去の判例及び裁判例を見てみると、まず、高松高判昭和六一年九月二十九日判時一二二二号一二六頁は、請求理由の付記を要求した趣旨を、「手続を慎重にさせるとともに、相手方である会社において、閲覧等に応ずべき義務の存否又は閲覧等をさせなければならない会計の帳簿及び書類の範囲などの判断を容易にすることにある」としたうえで、「請求書には、閲覧の目的として『新株の発行その他会社財産が適正妥当に運用されているか』と記載されているにとどま」とし、請求理由の具体性を欠く旨判示した。つまり、「閲覧の目的のうち『新株の発行』は一つの例示であり、目的はそれに止まらず、「目的として明らかにしたのは『会社財産が適正妥当に引用されているかどうか』という極めて抽象的な事項であるから、具体的な請求目的を示しているとはいえない」として閲覧請求を棄却している。また、当該高松高判の上告審である最判平成二年一月八日判時一三七二号一三二頁も、「本件閲覧請求が閲覧請求書に閲覧等の請求の理由を具体的に記載してされたものとはいえないとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない」と判示したうえで上告を棄却していることから、当該最判も請求理由が具

体的でなければならぬことを間接的ではあるが認めてい
ることが示唆される。なお、前出の高松高判で示された具
体的な請求理由を要求する趣旨と同様のものは、東京地判
平成一七年一月二日判タ一〇二〇九号二六九頁においても
示されているものと考えられる。¹⁸⁾

次に、最判平成一六年七月一日民集五八巻五号一二一四
頁は、会計帳簿等の閲覧謄写を請求するために示された複
数の理由のいずれに対しても、「その具体性に欠けるとこ
ろはない」と判示したことから、閲覧謄写請求権の理由は
具体的に示さなければならぬことを初めて正面から判示
した最高裁判所の判例であるとされている。¹⁹⁾若干補足する
と、当該最判は、会社が閲覧謄写の対象となる会計帳簿等
を特定できる程度に請求理由が具体的でなければならぬ
と解したうえで、例えば、取締役が行ったとされる具体的
な行為（グループ企業への無担保融資、高額の美術品購入）
につき、会社に損害を与えるおそれがあるため調査及び監
視監督の必要があるとする旨の請求理由に対して具体的に
欠けるところはないと判示している。

さらに、本判決と同様の判示を行ったものと見受けられ
る裁判例も存在する。それは名古屋高判平成一九年八月二
三日裁判所HP参照（平成一九年（ネ）四五〇号）であり、

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

当該名古屋高判は、「単に経費を費消しているというだけ
では、特定のいかなる行為を違法、不当であると指摘する
ものであるかは明らかでないといわなければならぬ」²⁰⁾と、
「本件請求は、具体的に特定の行為の違法又は不当を指摘
するものではなく、……取締役の業務執行全体における任
務懈怠という抽象的、一般的な行為の違法性を指摘するに
とどまるものといわざるを得ない」と判示している。

最後に、従来の判例及び裁判例とは若干趣意の異なる判
示を行った裁判例として、名古屋高決平成二〇年八月八日
民集六三巻一号三一頁が挙げられる。当該名古屋高決は、
「旧商法一九三条の六」「現在の会社法四三三条一項…引用
者注」の株主の帳簿閲覧権は、株主が会社の代表取締役の
不正行為の責任を追及する等、経営監督権を行使するため
の前提ないし手段として認められた権利であるから、上記
帳簿閲覧権行使の理由は、上記経営監督権行使の要否を検
討するに値する特定の事実関係が存在し、閲覧等の結果に
よっては経営監督権を行使すると想定することができる場
合であれば足りる」と判示している。

3 私見

検討に入る前提として株主の帳簿閲覧権の法的性格につ

いて確認しておくことにしたい。学説上では、会計ディスプレイロージャーの要請を重視して情報開示請求権としての性格を積極的に捉える見解⁽²¹⁾と、会計帳簿等の複雑性及び取扱上の特性、会社の円滑な業務執行の確保、そして、企業機密保護等の見地から情報開示請求権としての性格を消極的に捉える見解⁽²²⁾が唱えられている。私見とするのは後者の考え方である。会社荒らしや競争の目的を有する株主による権限濫用の危険性に対して円滑な業務遂行の保護及び企業機密の漏洩防止の必要性が認められるために帳簿閲覧権が少数株主権とされている⁽²³⁾ことに鑑みれば、その法的性格を消極的に解することが適切だからである。

では、帳簿閲覧権の法的性格を右のように解したうえで要求されるべき請求理由の具体性の程度について検討を行うことにしたい。当該具体性の程度を比較的緩やかに解し、例えば、「取締役の不正行為の疑いに関し調査するため」という抽象的とも受け取られかねないような理由で足りるとすれば、株主の権限行使を殊の外容易ならしめることになり、その結果として、株主の権限濫用に伴う会社の業務活動の阻害及び営業機密の漏洩の危険性が增大するおそれが生じるであろう。ついでには、このような懸念を減少させるには具体性の程度につき一定の厳格性を求めるほかない。

しかしながら、「具体的に特定の行為が違法又は不当である旨」の記載まで要するとすると、株主はその記載ための情報入手に少なからぬ時間を要しなければならず（たとえ多くの時間をかけたとしても、必要な情報を入力できない場合も少なくないであろう）、ひいては帳簿閲覧権行使の機宜を失うことにもなりかねない。かかる危惧が内在することは、帳簿閲覧権自体が取締役に対する監督は正権を行使するための情報入手の手段の一つとされていること⁽²⁴⁾と明らかに相容れないであろう。なぜなら、違法行為差止請求権（会社法三六〇条）や代表訴訟提起権（会社法八四七条）等の監督は正権を株主が有効に行使するためには会社の業務及び財産状況における詳細かつ的確な情報を得る必要性があるところ、特に、会社の経理については当該必要性が高いために帳簿閲覧権を含む経理検査権が株主に認められたと説明されているからである⁽²⁵⁾。すなわち、情報収集を目的とした帳簿閲覧権行使のために更なる情報収集が別途必要になるのでは当該権利が直接的な情報収集の手段であるとはいえなくなるからである。したがって、帳簿閲覧権行使の請求理由については、少なくとも拒絶事由に該当するか否かを判断できる程度に具体的になければならず、原則として、閲覧対象となる会計帳簿等を特定できる程度

に具体的であるべきであり且つそれで足りることが妥当な解釈であると考ええる。

加えて、株主による請求理由記載の可否も問題となるが、会社の内情に精通していない株主であっても右に述べた程度の具体的な請求理由の記載は為し得るのである。なぜなら、株主の側が何らかの具体的な端緒に基づいて自発的に閲覧謄写請求をするのであり、その端緒から必然的に生じる請求理由が閲覧謄写対象を特定できない程に具体性を欠くものになるとは通常考え難いからである。もともと、記載された請求理由を基礎づける事実が客観的に存在することの立証を株主が行わなければならないとすれば、正当な株主権限行使が委縮されることにもなりかねないが、判例は株主によるそのような立証を不要としている²⁶⁾。よって、株主に前述程度の具体的な請求理由の記載を要求することの許容性も充たされることになる。

右のように解することについては訴訟法的観点からも整合性が取れているものと考えられる。というのも、「民事訴訟における請求の特定の問題においては、原告が、手続開始の段階で、かなりの具体性をもって（典型的には執行可能な程度に一義的に）、特定をしなくてはならないとするのが基本的な考え方である」とされて²⁷⁾おり、また、

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

「請求の内容を特定したり、請求の範囲を画定したりする上で、請求の理由が大きな機能を果たしている」と指摘²⁸⁾されていることに鑑みれば、訴訟法あるいは執行法上の要請からは閲覧対象の特定に足る程度の請求理由の具体性があれば十分であると推察されるからである。なお、かかる訴訟的な考え方と平仄を合わせることに論及したのは、会計帳簿等の閲覧謄写請求を会社側が拒んだ場合には株主は民事訴訟手続を利用して権利実現を図ることになるからである²⁹⁾。

翻って、本判決は、請求の特定に足る程度を超えて更に厳格な請求理由の具体性を要求している。本判決は、前出の最判平成一六年七月一日民集五八巻五号一二一四頁引用し、「会社法四三三条一項に基づく会計帳簿等の閲覧謄写請求をする株主等は、その理由を具体的に記載しなければならぬ」としたうえで、「具体的に特定の行為が違法又は不当である旨を記載すべきである」として、理由アのみでは違法又は不法であるとする行為が具体的に特定し難い旨判示している（ただし、本判決は、Xの主張を相補的に勘案した結果、理由アを限定的に解釈し得るとして、その限りにおいて請求理由の具体性を是認している）からである。請求理由の具体性における同様の判断基準は前出の

名古屋高判平成一九年八月二三日裁判所HP参照(平成一九年(ネ)四五〇号)において示されたことがあるものの、概して従来の判例及び裁判例は、会社が閲覧謄写させる会計帳簿等の範囲を判断できるようにという観点から請求理由の具体性を要求していたものと考えられ、本判決の原審が示した判断基準も同様であった。原審判決は、「会社がその理由を見て関連性のある会計帳簿等を特定でき、拒絶事由の存否を判断し得る程度に具体的であることが必要である」として、理由Aにつき、「平成一七年三月ころのCからの貸金の返還に関し、会計帳簿に不正操作がないかを明らかにすること」にあるところ、「理由の具体性に欠けるところはない」と判示しているからである。このように、本判決は、「具体的に特定の行為が違法又は不当である旨を記載すべきである」と判示しているのに対して、原審判決は、右に示したように、そこまでの具体的な請求理由の記載を求めている³⁰⁾。

ところで、前出の名古屋高判平成二〇年八月八日民集六三卷一号三一頁の位置付けが問題になるところ、「経営監督権を行使すると想定することができる場合であれば足りる」との判断基準を示していることから、帳簿閲覧権が取締役に対する監督是正権を行使するための情報入手の手段

の一つとされていることに立ち返ったものと評価できるのではないだろうか。そのように解すると、当該名古屋高判は、請求理由の具体性をそれ程厳格には要求していないものと考えられよう。

斯くして、本判決は、一部を除く従前の判例及び裁判例との対比からも請求理由の具体性の程度をかなり厳格に要求しているものと考えられる。加えて、前出の名古屋高判平成一九年八月二三日裁判所HP参照(平成一九年(ネ)四五〇号)は、「抽象的、一般的な行為の違法性を指摘するにとどまる」として請求を棄却しているため、本判決が初めて、「具体的に特定の行為が違法又は不当である旨」の記載とはいかなる程度なのかという検討を行ったものと解されている³¹⁾。そうすると、本判決について、右に挙げた名古屋高判よりも更に踏み込んだ判示を為したものと評することも可能である。いずれにしても、請求理由の具体性については閲覧謄写対象となる会計帳簿等を特定できる程度で十分であり、それを上回る厳格性を請求理由に対して要求することは必要性が乏しいだけでなく、そのような要求により却って弊害が生じることは先に言及したとおりである。したがって、本判決において示された請求理由の具体性の基準は厳格に過ぎると考えるため、その点にお

いて賛同することができない。

三 閲覧謄写対象の特定

1 学説

株主が会計帳簿等の閲覧謄写対象を特定して請求すべきか問題となるところ、まずは、請求理由と関係のある会計帳簿等を株主の側で具体的に特定して請求しなければならぬとする学説がある。その論者の一人は、請求書に対する理由添付の要請から閲覧目的を明確に特定することが法の趣旨であるとし、閲覧目的が特定される以上、自ずと閲覧対象が限定されると主張する³⁴。次に、株主は会社内部における記帳の状況を通常知り得ないのであるから閲覧謄写の対象を特定する必要はない（対象の特定を株主に対して厳格に要求するのは適切ではない）とする見解³⁵、及び、請求理由の記載によって閲覧対象となる会計帳簿等の範囲が特定されることを理由に株主は閲覧謄写請求の際にその対象たる会計帳簿等を具体的に申し出る必要はないとする見解³⁶がある。そして、たとえ特定を要するとしても包括的・概括的な特定が限度であるとする旨の見解³⁷も唱えられている。さらに、若干異なる観点からは、基本的には閲覧謄写対象の特定を不要としながらも、提訴に際しては包括的・

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

概括的な形式で会計帳簿等を記載しておくことで、その後の訴訟手続（審理過程）における裁判所の訴訟指揮（釈明権の行使等）の下で請求理由の具体化とともに対象が特定されていくことになるとする見解³⁸、及び、株主がいかなる理由で閲覧請求を行っているかによってその対象となる会計帳簿等をどこまで特定する必要があるかが決し、提訴後にその特定のために請求目的を補正することも許容されるとする見解³⁹が唱えられている。その一方で、訴訟係属後に請求目的並びに対象の特定についての補正を認めることは会社にとって不利であると同時に株主にとっては虫の良いものであると考えられることから、訴訟係属後の補正は認めるべきではないとしつつ、訴訟係属前の段階においては、株主と会社の間で請求目的並びに対象を特定するためのやり取りを行うことで、それらの特定が速やかに為されるべきであるとする学説⁴⁰も唱えられている。

2 判例及び裁判例

閲覧謄写の対象については、請求者である株主による明示的な特定を求めている下級審の裁判例が散見される。例えば、仙台高判昭和四九年二月一八日高民集二七卷一号三四頁は、「当事者双方に対し、攻撃、防禦方法を適正に行

使させる上から、対象物を単に会計の帳簿及び書類と申立てるのみではならず、例えば何年度の如何なる帳簿及び書類であるかを具体的に特定する必要があるものと解するのが相当であり、このことは裁判の既判力、執行力の面からも当然に要請されることである」と判示して訴えを却下している。また、前出の高松高判昭和六一年九月二十九日判時一二二一号一二六頁も、株主は、「閲覧請求を行うに当たって、弁護士、公認会計士、税理士など専門家の助言を求めることが可能であることなどを考えると、いちがいに調査の実現に必要な帳簿書類を請求者の側で特定することが困難であるとはいえない」と等々を理由として、「例えば何年度のどの帳簿というように閲覧の対象を明示して請求することを当然の前提としているものと解するのが相当である」と判示し請求を棄却した。これら二つの裁判例はともに、具体的な請求理由の記載に加えて、閲覧膳写対象の明示的特定を請求者である株主に要求している。その一方で、最高裁判所は、閲覧膳写対象の特定を積極的には要求していない。例えば、右に挙げた高松高判の上告審である前出の最判平成二年一月八日判時一三七二号一三一頁は、「閲覧請求が閲覧請求書に閲覧請求の理由を具体的に記載してされたものとはいえないとした原審の判断

は、正当として是認でき」とし、その文言上は請求理由が具体性を欠くことのみを以て上告を棄却しているからである。すなわち、当該最判は、原審である先述の高松高判が判決理由の一つとしていた請求対象の特定の問題に対して何ら言及することなく判断を下しているからである。もっとも、当該最判が対象の特定を不要とする説を採用したといえるかどうかについては見解の分かれるところである。なお、本判決が引用した前出の最判平成一六年七月一日民集五八巻五号一二一四頁も、複数示された請求理由のいずれに対しても「具体性に欠けるところはない」と判示するのみで、閲覧膳写対象の特定要否の問題については特に判断をしていない。

3 私見

提訴前の段階では閲覧膳写対象を全く特定しないという請求方法であっても株主が具体的な請求理由を示す限りにおいて会社にとって特段の支障は生じないであろう。株主の示す一定程度に具体的な請求理由に基づいて会社側が対象を特定することはそれ程困難とはいえないからである。しかしながら、提訴する段階に至ると、訴訟法的観点から、請求者である株主側による概括的・包括的な特定は最低限

必要となろう。民事訴訟法の考え方によると、審判対象である訴訟物の特定は訴訟要件であり、それが欠ける場合には不適法な訴えとして却下されるからである。実際、前出の仙台高判昭和四九年二月一八日高民集二七卷一号三四頁は、株主である原告（被控訴人）らは「単に『……控訴会社の会計の帳簿及び書類を閲覧謄写させなければならぬ』旨申し立てたのみ」であり、具体的に特定されているとはいえない旨判示したうえで訴えそのものを却下している。

他方、商法学者からは、株主が閲覧謄写の対象を全く特定しない場合には、会社はその事実を閲覧謄写請求の不当性を立証するための一資料とすることはできるが、その一事をもって斥けるべきではないという見解⁽⁴²⁾も唱えられている。思うに、株主にとって請求対象の包括的・概括的な特定にそれ程の困難さはないと考えられるので、それを欠く限りにおいて、当該仙台高判において示されたように訴訟法及び執行法的要請をも考慮した結果として訴えが却下されるという判断には十分な合理性があるといえよう。

ここまでの論考を踏まえると、包括的・概括的な対象の特定さえあれば、その他の要件を充足する限りにおいて少なくとも訴状はもとより訴えが却下されることはなく、先に挙げた学説の中でも言及されているように、裁判の審理

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

過程の中で対象が具体的に特定されていくため、既判力や執行力をいかなる範囲に及ぼすべきか等の訴訟法的な問題は生じ得ないものと考えられる。したがって、閲覧謄写の請求対象については包括的・概括的な特定で足りるとするのが妥当な考え方であろう。

もっとも、既に述べたように、請求理由については閲覧謄写の範囲を特定できる程度に具体的になければならぬと考えているところ、そのような具体的な請求理由により当初の包括的・包括的であった請求対象は自ずと特定されるものと考えられる。前記の学説の中には、閲覧目的が特定される以上、自ずと閲覧対象は限定されるとし、請求時において閲覧対象の特定を株主に要求する見解があるが、閲覧目的から対象が特定されていくのは訴訟の過程においてであり、会社及び裁判所の助力があることが前提となろう。殊に、会社は対象特定のために積極的な役割を果たすべきである。株主よりも会社の方が閲覧対象を特定するための情報を遙かに多く有しており、また、会社の側にも拒絶するか否かの判断をするうえで対象を特定することに対するインセンティブが存するからである。そもそも、会社が閲覧謄写対象を特定するために株主によって具体的な請求理由が提示されるという考え方からすれば、株主に対象

の特定を当初から厳格に要求することはパラドックスであるとさえいえよう。

本件訴訟におけるXは、当審（控訴審）では別紙請求目録からも分かるように包括的・概括的な程度を超えて閲覧膳写の対象を具体的に特定していることは明瞭であり、原審の段階よりも特定の度合が進んでいると評価することができる。本件訴訟の一連の展開からすると、原審の審理過程の中で請求対象の具体的な特定が進展し、Yによる控訴を機にXが閲覧膳写請求の対象に変更を加えたのではないかと推測することもできよう。ついては、原審におけるXの請求対象が包括的・概括的に過ぎなかつたといえるかどうかという点も問題となるところではある。それが包括的・概括的であつたと仮定するならば、原審はXの請求をそのまま全部認容しているところ、訴訟法及び執行法上の問題が生じ得た可能性を孕んでいたからである。この点につき、裁判所がそのような訴訟法上の問題を生ぜしめるような判決を下すはずがないと考えるのが穏当であることから、原審における請求対象についても少なくとも執行可能な程度には事実上特定されていたことが示唆される。なお、原審判決が「理由の具体性に欠けるところはない」と判示していることに鑑みて、Xによる当初からの具体的な請求理由

の提示が最終的には本判決における更なる対象の特定に繋がっていったことも示唆される。そうすると、具体的な請求理由が対象の特定に資するとする私見は、本件訴訟の一連の展開とも整合的であるといえよう。

右に述べてきたことより、会計帳簿等の閲覧膳写対象の特定の要否について、包括的・概括的な特定で足りると解することは、株主の権利保護の視点はもとより、訴訟法的観点⁽⁴⁴⁾、さらには、請求理由の具体性と対象の特定の関係性の見地からも整合性を得ることができると考えられる。

四 請求理由と関連性のある会計帳簿等の範囲

1 学説

閲覧膳写の範囲が請求理由によつて限定されるかという問題について学説上争われている。以降、そのような学説の状況を摘示したいと考える。

まず、請求理由による限定を一応は認めながらも、公司内部の記帳の状況を知り得ない株主にとつて実際上いかなる会計帳簿等がその理由と関連するのかが分かり得ないため、株主側は一切の会計帳簿等の閲覧を求め得るとして、会社側が客観的に見て請求理由と関係がなく不必要であることを立証すればそれを拒み得る（仮に株主が対象を特定

して請求したとしても会社が閲覧謄写に供しなければならぬ会計帳簿等の対象が確定的に決まるわけではない」とする学説がある⁴⁶。次に、請求理由により閲覧謄写の範囲が限定されるとすると、会社とその範囲を限定する口実に請求理由を利用することから、請求理由によるそのような限定を認めないこととして、会社が不必要なことを立証した場合にのみ拒否できるとする学説も提唱されている⁴⁷。さらに、若干異なる観点からは、会計帳簿等の閲覧謄写により新たな事実が判明することも考えられるため閲覧謄写の対象を限定すべきではないとする学説も存する⁴⁸。最後に、請求理由によって範囲が限定されることは理由を付して請求することの当然の帰結であるとして、その理由と関係のない会計帳簿等（例えば、時期的あるいは地域的に無関係な帳簿等）の閲覧謄写を求め得ないとする学説も唱えられている⁴⁹。最後に挙げた学説の論者の一人は、閲覧理由から自ずと対象が定まり得、対象が定まらないような理由付けでは法が要求する理由付けとはならず、加えて、対象が限定されれば会社による閲覧拒否の理由付けが具体的に進めやすくなり、株主及び会社間の利害関係調整のバランスがとれるということを当該学説の根拠としている⁵⁰。

ところで、閲覧謄写対象となる「会計帳簿又はこれに関

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

する資料」（会社法四三三条一項）の意義についても学説上争いがあるところ、「会計帳簿」を、計算書類及び付属明細書の作成の基礎となった帳簿（会社計算規則五九条三項参照）、「これに関する資料」を、そのような会計帳簿の作成（記録）材料となった資料（経理関係書類）と解し、閲覧謄写対象の範囲を狭く捉える立場と、「会計帳簿又はこれに関する資料」には、会社の会計に関するものである限り一切の帳簿・資料が含まれるとして、閲覧謄写対象の範囲を広く解する立場とに分かれている。前者によると、例えば、契約書・信書については、会計帳簿の記録の材料として直接的に使用されたときのみ閲覧謄写の対象となり、後者からは、それらにつき、会社の経理の状況を示すものである限り、換言すれば、会計に関する帳簿の内容を調査するうえで間接的に必要であると認められる限り当該対象たり得ると解される。なお、いずれの立場であろうとも、会計に関わりのない帳簿・資料は閲覧謄写の対象にはなり得ないことを前提とする⁵¹。

2 判例及び裁判例

請求理由によって閲覧謄写の範囲が限定されるかという問題に対して直接的に言及した最高裁判所の判例は現時点

において存在しないように見受けられる。⁵⁴ただし、近年、下級審の裁判例ではあるが、東京高判平成一八年三月二九日判タ一二〇九号二六六頁（原審は前出の東京地判平成一七年一月二日判タ一二〇九号二六九頁）は、「請求の理由による閲覧謄写の範囲の限定が株主の権利と会社経営の保護との調整機能を有する」と判示し、閲覧謄写を許容すべき会計帳簿等の範囲を請求理由に基づいて限定した。詳述すると、当該東京高判は、「閲覧謄写の範囲は、判決の主文において客観的に明確でなければならず、これが曖昧であるときは、その履行強制にも問題を残す」とし、加えて、「商法一九三条の六〔現在の会社法四三三条一項・引用者注〕は、株主の権利として証拠の探索あるいは渉獵を認めるものではなく、請求の理由による閲覧謄写の範囲の限定が株主の権利と会社経営の保護との調整機能を有することからすれば、株主としては、閲覧謄写を認められた会計帳簿等を検討するなどした結果、さらに他の部分も閲覧謄写する必要があるに明らかになれば、これを理由にさらに会計帳簿等の閲覧謄写を請求することができるのであるから、終局的には株主側の権利が損なわれることはない」とし、請求対象の特定を必要としただけで閲覧謄写範囲は請求理由によって限定される旨判示した。

3 私見

請求理由については閲覧謄写対象となる会計帳簿等を特定できる程度に具体的に記載すべきであると既に述べた。その一方で、その対象範囲は請求理由によって厳格に限定されるべきではないと考えているところである。かかる二つの考え方は両立し得ないようにも思われようが決してそうではない。後者は請求理由による閲覧謄写対象の特定の程度あるいは範囲を問題にしており、前者の背景に存する会社側のために対象を特定するという請求理由の機能を否定するものではないからである。そして、後者のように考えるに至った核心的な理由としては、会社の各会計帳簿等が相互に関連し合っていることが挙げられる。若干補足したうえで換言すると、各会計帳簿等に相互関連性があることが基底にありながら請求理由に基づく対象の限定があまりに厳格に行われた場合には関連を断ち切る形での閲覧謄写になる可能性が高いことが後者の考えを導いた要因である。しかも、株主が請求理由の具体性の精度を上げれば上げる程に閲覧謄写の範囲がより狭く限定されてしまうため、高度に具体的な請求理由を伴う株主権の正当な行使の場合に限って狭小な範囲内でしか関連性の有無の検討が行われないという不合理な事態が容易に生じかねないという問題

がある。株主は会社の各会計帳簿等の相互関連性を知り得ないのが通常であるにもかかわらず、株主の記載した請求理由によって当該関連性が断ち切られてしまうということに確たる合理性は見出し難いように思われる。他方、請求理由に基づく閲覧謄写の対象範囲の限定が認められなくても、会社側が関連性を否定する立証に成功することによりその範囲が事実上限定（画定）されるのであるから、閲覧謄写対象の範囲が会社側の予測可能性を超えて広がるという憂慮すべき事態が生じることは通常考えられないであろう。この点からも、閲覧謄写の対象範囲を請求理由によって厳格に限定する必要性は乏しいといえる。したがって、関連性の有無を検討する有用性がある限り、別の言い方をすれば、請求理由と関連性を有する可能性が残されている限り、閲覧謄写の対象範囲は比較的広く画されるべきであろう。

本判決は、閲覧謄写請求に際しては具体的な請求理由の明示が必要であることに鑑みて、その請求理由と関連性のある範囲の会計帳簿等に限り閲覧謄写請求ができる旨判示したうえで、本件請求に係る会計帳簿等の一部につきその関連性を否定し閲覧謄写請求を認めなかった。若干補足すると、その判旨においては、「株主等による会計帳簿等の

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

閲覧謄写請求は……請求理由と関連性のある範囲の会計帳簿等に限って認められると解される」という一般論を述べつつ、請求理由ごとに閲覧謄写の対象の範囲を精査したうえで審理中にYがXに対して送付した資料につき請求理由との関連性を認めた。

右に述べてきたことを勘案するならば、本判決については、閲覧謄写をさせるか否かの検討対象を請求理由により限定しているものと解することが適切であろう。要するに、本判決は請求理由との関連性を厳格に捉えたうえで閲覧謄写の対象に絞りをかけているところ、その対象に何ら限定を加えていない原審判決とは異なる判断を下したものと考えられる（原審判決はこの問題を争点化していないため本判決が新たな判断を下したともいえる）。確かに、具体的な請求理由にはその請求対象の限定を為す機能があることは否定できない事実であろう。しかしながら、請求理由には手続を慎重にさせるといふ機能も存することを失念してはならない。前者の機能にのみ拘泥すると、具体的な請求理由に基づく対象の限定から外れる部分がより多く発生し、その外れた部分の帰趨が問題となるからである。この点につき、本判決と同様の考え方を採用した前出の東京高判平成一八年三月二九日判タ一二〇九号二六六頁が、「さらに

三三三

他の部分も閲覧謄写する必要があるに明らかにすれば、これを理由にさらに会計帳簿等の閲覧謄写を請求することができる」と判示しているけれども、機宜を得た会計帳簿等の閲覧謄写請求であることが肝要であり、僅かばかりの遅れであろうとも場合によっては時機を逸した請求にもなりかねない（そうはならない場合でも少なくとも訴訟経済に反する）という問題が依然として残ることになる。

翻って考えたところ、請求理由による閲覧謄写の対象範囲の限定を貫徹するのであれば、訴訟係属後であっても事実審の口頭弁論終結時までには請求理由の補正が積極的に許容されなければならないはずであろう。当初の請求理由は訴訟提起前に株主が知り得た範囲の情報に基づいて記載されているが、株主は訴訟係属後に新たな情報に接する機会があるため、そのような新たな情報に基づく新たな請求理由の再構築が補正という比較的容易な手法によって為されて然るべきだからである。ただし、その内容次第では訴えの追加の変更（民事訴訟法一四三条）と解さざるを得ない場合があることは否定できないであろう。⁽⁵⁵⁾ ついては、既に述べたように、閲覧謄写対象は比較的広範に画定されるべきとするのが私見であるところ、請求理由と関連する対象につき、ある程度の余裕を持たせた緩やかな絞りをかけた

うえで、会社側による関連性を否定する立証によって閲覧謄写対象の範囲が画定されていくとするのが穏当な帰結ではないだろうか。なお、このように解すると、閲覧謄写対象となる「会計帳簿又はこれに関する資料」（会社法四三三条一項）の意義についての争い、殊に、契約書・信書が閲覧謄写の対象たり得るかという論点はほとんど意味を為さないものになると思われる。つまるところ、会社による請求理由との関連性を否定する立証によって株主からの閲覧謄写請求を拒絶できる範囲が決まるからである。

ところで、帳簿閲覧権は「使えない権利」と評されること⁽⁵⁶⁾があるようであるが、請求理由により閲覧謄写の対象範囲が厳格に限定されるといような硬直的な解釈をしていてはそのような消極的な評価に更なる拍車がかかるであろう。したがって、ある程度の柔軟な解釈を採り入れることで帳簿閲覧権がより「使える権利」になることが期待される⁽⁵⁷⁾ところではないだろうか。

五 閲覧謄写請求の拒絶事由

1 学説

閲覧謄写請求に対する拒絶事由を規定する会社法四三三条二項一号及び二号と三号以下の関係については、学説上、

一号及び二号は株主の権利行使に関する一般の原理を示しており、三号以下の拒絶事由は一号及び二号の原理の具体的・細目的適用という関係に立つ（一号及び二号と三号以下は並列対等の地位に立つものではない）と説明されている⁵⁷。加えて、三号以下は一号及び二号の立証を容易にしたものと解する学説も唱えられている。では、拒絶事由が存在することの立証責任は会社側（代表取締役）にあるとされているところ⁵⁹、以降、会社側による立証内容についての学説を幾つか挙げておく。

まず、株主が会計帳簿等の閲覧謄写により入手した情報を利用することが具体的な危険性を生ぜしめることまで会社側が立証しなければ株主の請求を拒絶できないとする学説⁶⁰がある。次に、会社側が同法四三三条二項各号に該当することを推認せしめるべき間接事実を立証することで足りる（ただし、その立証は証明であることを要し疎明では足りない）とする学説⁶¹も唱えられている。最後に、若干異なる観点から、会社が請求理由から不要な会計帳簿等の範囲を立証して閲覧を拒絶することができるとする学説⁶²も提唱されているところである。

2 判例及び裁判例

本判決と同様に、会社法四三三条二項一号及び二号の拒否事由の該当性が問題となった裁判例として前出の東京高判平成一八年三月二九日判タ一二〇九号二六六頁がある。そして、その原審である前出の東京地判平成一七年一月二日判タ一二〇九号二六九頁は、「原告代表者が、過去に、被告及びその子会社から不当な利益を奪取した経緯があり、本件においても、原告は、自己の所有する被告株式を不当に高額な金額で買い取らせる目的を有していたものである」から、原告の閲覧請求には商法二九三条ノ七第一号前段ないし後段（現在の会社法四四三条二項一号ないし二号）の拒絶理由があるとの会社側（被告）の主張に対して、被告が主張する原告代表者による被告及びその子会社から不当な利益を奪取したという事実や原告が被告会社に対して不当に高額な金額で株式を買い取らせる目的を有していることを窺わせるような証拠はないとして拒絶事由は認められないと判示している。さらに、当該東京地判は、「原告が閲覧謄写請求の理由として主張する具体的事実の存否は、閲覧拒絶事由の存否に当たっても判断する必要はない」との判示も為している。

3 私見

会社側としては、株主からの閲覧謄写請求があれば取り敢えず拒絶しておくのが一般的な対処方法であるとされている⁶³。思うに、株主の当該請求を一旦承諾したとすると、その後には会社側が拒絶事由を見出しでも既に生じた損害は回復し難いので、閲覧謄写請求を通例的に拒絶しておいてから将来株主から提起される可能性のある訴訟に備えて拒絶事由を探すほかない⁶⁴という会社側の姿勢は理解できないものではない。勿論、会社側が請求を拒絶するにしても正当な拒絶事由が必要となるが、拒絶事由の存否は当事者間で容易に判断し得る類のものではないため、結局、当該判断は将来の訴訟に委ねざるを得ないということになる。そうになると、提訴に至った株主を保護する必要が尚一層高まることになるのは必然であり、については、会社による拒絶事由の立証内容については厳格に解することが妥当と相成ろう。前述の学説の中には会社側が会社法四三三条二項各号に該当することを推認せしめるべき間接事実を立証することで足りるとする見解も存するが、そのような間接事実の立証で足りるとするのは会社側が拒絶できる範囲が不当に広がりかねず、ひいては株主の権利保護の必要性を否定することにもなる。したがって、株主の権利

保護の必要性を肯定するからには、会社側に具体的な危険性の存在までの立証を求めることが論理的であるといえよう。

本判決は、「送付を受けた……資料の範囲で、理由アとの関係で必要となる会計帳簿の内容については開示を受けたと認められる」とし、更なる開示請求は不必要に多数の会計帳簿を求めるものであるからYの業務遂行を妨げるとして会社法四三三条二項二号に該当するとしただうで、当該送付資料によって請求目的が達成できない部分についての請求は同法四三三条二項二号に該当しない旨判示した。その一方で、原審判決は本判決とは結論を異にして拒絶事由の一切を認めていない。学説上、不必要に多数の帳簿書類の閲覧を求める場合等が同号に該当すると解されているところ⁶⁶、審理中にYからXに対して送付された資料を拒絶事由の有無の判断材料としたかどうかで両判決の結論を分けたものだと考えられる（原審判決においても一部資料が提出されている）。なお、米国では、会社の誤った経営の存否等を調査するために利用できる情報を株主が既に提供されている場合には会社はその程度に応じて株主による帳簿等の閲覧請求を拒絶できるとされているようであり⁶⁷、本判決はその影響を受けた可能性もあることが想定される。

また、拒絶事由の該当性は会社側に立証責任があるとされるところ、前述の学説の中には、会社が請求理由から不要な会計帳簿等の範囲を立証して閲覧を拒絶することができるとする見解があるが、本判決でも会社側が株主の請求理由から不要な会計帳簿等の範囲を立証することを以て拒絶事由の立証としているものと解されよう。そうすると、同法四三三条二項二号の拒絶事由の存否が、請求理由と関連性のある会計帳簿等の範囲の画定と重なり合う部分が多分に出てこよう。もっとも、請求理由の具体的事実の存否が争点となるわけではなく、請求理由に照らしての不要な会計帳簿等の範囲の立証が会社側に求められているに過ぎないといえる。よって、前出の東京地判平成一七年一月二日判タ一二〇九号二六九頁において、「原告が閲覧謄写請求の理由として主張する具体的事実の存否は、閲覧拒絶事由の存否に当たっても判断する必要はない」と判示していることとも本判決は整合性を保っているといえる。

ところで、会社法四三三条二項二号については法文上から株主に加害意図（主観的意図）があることを要するように思われるが、学説においては客観的に見て会社業務の運営または株主共同の利益を侵害する事実があれば足りると解されている⁽⁶⁸⁾。かかる解釈の根拠については、客観的に会

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

社業務の運営を侵害するような閲覧権の行使であることのみを以て権利濫用とする旨の説明が為されたり⁽⁶⁹⁾、また、会社の利益を侵害して株主の権利を行使することは許されないとする旨が指摘されたりしている⁽⁷⁰⁾。本件においても、右に述べたように会社が株主の請求理由と関連性のない会計帳簿等の範囲を立証することを以て同号の拒絶事由の立証としているものと考えられるため、会社による株主の主観的意図の立証が要求されていないことは明瞭であるといえる。

また、本件では同法四三三条二項二号と併せて、同じく目的による制約である同項一号の拒絶事由該当性も問題になっている。ただし、同号は株主資格とは関係のない目的での権利行使を対象としているところ、目的による制約をいかに厳格に解しても、株主としての権利と関係する目的での権利行使との判別が困難であるため、効果的な規制とはなりにくいと見る見解⁽⁷¹⁾が唱えられている。さらには、同号の拒絶事由に該当するかどうかについては主観的要素及び客観的要素の両面からの検討を要するという見解も主張⁽⁷²⁾されている。しかしながら、個人的利益のための行使として同号の拒絶事由に該当するような場合の多くは、会社自体の利益を侵害するものとして同項二号にも該当し⁽⁷³⁾、そし

て、主観的意図を立証するには、主観的意図を証拠付けるための多数の形式的事実の存在（客観的事実の積み重ね）を要するとされる⁽⁷⁴⁾ところ、結句、同項一号の拒絶事由に該当するかについても同項二号と同様に会社が客観的事実の立証に成功するかどうかに依拠しているといえる。本判決では、本件訴訟に先立つ仮処分事件においてXによる別件訴訟への証拠提出の必要性があるとする旨の主張があったこと、及び、別件訴訟における文書提出命令等が却下された直後頃にXが仮処分事件を申し立てたことという客観的事実の存在が認定されたものの、Xの請求目的が別件訴訟で用いるための材料探しであるとはいえない旨判示されていることから、Xが主観的意図の立証に成功するには中々に高いハードルを越える必要があったことが推察される。つまり、主観的意図の立証には右に述べたように客観的事実の積み重ねを要するところ、本件ではそれが十分でなかったものと考えられる。

なお、Xの請求目的が別件訴訟で用いるための材料探しであるとはいえないことを以て会社の利益を侵害することにはならないと本判決が判断したかどうかは明瞭ではない。本判決はそれ以上の検討を行っていないからである。思うに、前記のように個人的利益のための行使として一号の拒

絶事由に該当するような場合の多くは会社自体の利益を侵害するものとして二号にも該当し得るのであるから、帰するところ、会社による拒絶事由の立証は請求理由と会計帳簿等の関連性を否定する立証に尽きるのではないだろうか。本判決でも当該関連性の有無がかなり綿密に検討されたうえで事実認定及び法的判断が行われていることから、今後の会計帳簿等閲覧請求事件においても請求理由と会計帳簿等の関連性の有無が中心的な争点となり得るのかどうかに刮目する必要があるものと考えられる。

六 結語

本稿では、近時の会計帳簿等閲覧請求訴訟事件（東京高判平成二八年三月二八日金判一四九一号一六頁）についての研究を行った。その結果として、特に、本判決の各争点間における強固な繋がりが（関係性）が明瞭になったと考える。請求理由の具体性が閲覧請求対象の特定に繋がりが、会社法四三三条二項二号の拒絶事由の有無が、請求理由と関連性のある会計帳簿等の範囲の画定の問題とも直接的に繋がってくるのが確認できたからである。この点に限っても、本判決には少なからぬ意義を見出し得るといえよう。加えて、閲覧請求対象の要否の問題では、訴訟法的観点か

らの検討が不可欠であることも明瞭となったように思われる。この点に関連して、現行法とは異なり会計帳簿等閲覧謄写請求の申立人が株主であるか親会社社員であるかを問わずに非訟事件として簡易迅速な手続の中で裁判所が柔軟に各種の条件（閲覧対象となるべき書類の特定や閲覧に際しての他者への閲覧禁止）を付すべきであるとする見解が唱えられている。思うに、株主による訴訟提起自体のハードルの高さと同時に閲覧謄写対象の特定の困難さを考慮し、さらに、相対する会社側の事情（特に企業機密の流出の危険性）をも斟酌するならば、かかる立法論も積極的に検討されて然るべきである。もともと、非訟手続を通じて閲覧謄写の許可が出されても会社側がそれを拒んだ場合には当該許可に狭義の執行力がないため、株主の側は訴訟手続にて再度閲覧謄写を求めざるを得ないことになる⁷⁶。したがって、かかる立法論にも依然として課題が残されているといえる。

ところで、比較的最近の文書提出命令事件（神戸地決平成二四年五月八日金判一三九五号四〇頁）において判示された自己利用文書（民事訴訟法二二〇条四号ニ）該当性の判断基準が採用されると、帳簿閲覧権に関する会社法上の秩序（規整ないし利益衡量）が手続法によって容易に破ら

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

れることになるとして、実体法と手続法との協調が十分に検討されるべきであるとの指摘が為されている⁷⁸。前記立法論の検討においても実体法と手続法との協調は前提としなければならず、文書提出命令等との整合性についても然るべく考慮されなければならないであろう。本件のXが別件訴訟において文書提出命令等を申し立てていることに鑑みると、かかる問題は裁判実務を大きく左右する喫緊の課題として認識されるべきではないだろうか。

したがって、訴訟法的観点からの立法論は会計帳簿等閲覧謄写請求権を含む株主権の研究としては不可避なテーマであるところ、今後とも研鑽の対象としていきたいと考えている次第である。なお、本判決の評釈には本稿で引用したもののほか、出口正義・私法判例リマックス五四号（二〇一七年）九四頁がある。

(1) 原審においては、理由アに基づく請求対象となる会計帳簿等は平成一六年度のものに限られていたと考えられる（原審の別紙目録一参照）が、当審では請求対象が項目ごとに分けられて記載されていないため、Xは理由アを含む全ての請求理由に基づいて平成一六年十月一日から平成二五年九月三〇日までの該当勘定元帳の閲覧謄写を求めているものと考えられる（当審の別紙請求目録参照）。

(2) 原審判決が会社法四三三条二項一号所定の拒絶事由の有無と

同項二号所定の拒絶事由の有無とに明確に二分して判示しているのに対して、当審判決ではそのような明確な二分による判示は行われていないが、これは各審級におけるYの主張内容の違いによるものであると考えられる。

(3) 会社側が権利濫用を口実にして不当に株主の請求を拒否する危険性があることに鑑みて、法は会社が当該請求を拒絶できる場合を限定的に列挙してその関係を明確にしているという説明が為されている(石井照久『会社法(下巻)』(勁草書房、一九六七年)二四七頁)。

(4) 小橋一郎「帳簿閲覧権」田中耕太郎編『株式会社法講座(第四卷)』(有斐閣、一九五七年)一四五頁、大森忠夫『新版会社法講義』(有信堂、一九六四年)二四五頁。

(5) 東京地方裁判所に係属した少数株主権行使事件の調査(対象期間は昭和二七(一九五二)年一月から昭和三六(一九六一)年一〇月)によると、同裁判所に係属した会計帳簿等閲覧請求事件(訴訟事件)は僅か二件のみであり、しかも、判決に至ったものはなく、その二件とも訴えが取り下げられている。なお、帳簿閲覧仮処分申請事件は前記対象期間において一〇件に及ぶものの認容された事件はなく、全てが却下あるいは取下げという帰結であったようである(小関健二「少数株主権行使の実態」商事法務研究三二六号(一九六一年)一五九七頁(表一、表二)参照)。

(6) 沢野直紀「判批」判例時報一八九七号(二〇〇五年)一九二頁において、公刊された帳簿閲覧権に関する比較的近年までの判例及び裁判例が整理されているので参照された。なお、平成二五(二〇一三)年から平成二九(二〇一七)年四月三〇日までの期間における東京地方裁判所民事第八部(商事部)に係属すべき訴訟事件を本案とする帳簿閲覧仮処分申請事件の数は合計四四件

に及び、そのうち認容されたものは三件を数える(吉田晃一「東京地裁における商事事件の概況」商事法務二二四一号(二〇一七年)四二頁図表五参照)。

(7) 詳細については、神田秀樹「会計帳簿等の閲覧請求権(特集・平成五年商法改正)」ジュリスト一〇二七号(一九九三年)二四一—二六頁を参照されたい。ただし、現在が株式数を基準とした少数株主要件だけではなく議決権数を基準とした同要件も定められている(会社法四三三條一項柱書前段参照)。

(8) 原審判決では本件請求が権利の濫用となるかという点が争点となっており、本判決においても形式的には同様である。しかし、本判決はその争点に対する判断を特に示してはいないことから、実質的な争点はそれを除いた三つであると考えられる。なお、原審判決では本判決とは異なり本件請求理由と関連性のある会計帳簿等の範囲は争点となっていなかった。

(9) 浜田道代「判批」私法判例リマークス四号(一九九二年)一一頁、鈴木竹雄「竹内昭夫『会社法』(第三版)」(有斐閣、一九九四年)三八六—三八七頁、岩原伸作「判批」ジュリスト一〇五六号(一九九四年)一五七頁、柿崎榮治「会計帳簿閲覧請求権の機能性と権利濫用防止の諸問題(下)」商事法務一三八四号(一九九五年)一九頁、正井章彦「株主の帳簿閲覧請求権の行使をめぐる問題点」判例タイムズ九一七号(一九九六年)一六七頁、江頭憲治郎「株式会社法」(第七版)『(有斐閣、二〇一七年)七〇九頁。

(10) 藤井利雄「帳簿閲覧権」龍田節ほか『演習会社法』(有斐閣、一九八三年)二二八頁。

(11) 正井・前掲注(9)一六八頁。

(12) 正井章彦「判比」金融・商事判例二二六九号(二〇〇七年)

一九頁。

(13) 当該理由として、第一に、閲覧請求権の行使が会社の営業の秘密に関わり会社営業に支障を来すおそれがあるために手続を慎重にさせ会社に拒絶事由(会社法四三三条二項)の該当性の判断を為し得るようにさせること、第二に、閲覧の対象となる会計の帳簿等の範囲を限定する必要があることが挙げられる(前田雅弘「判批」商事法務、二〇七号(一九九〇年)二五頁、岩原・前掲注(9)一五七頁、帰するところ、会社の利益保護の必要性から請求理由の具体性が要求されているものと考えられている(江頭・前掲注(9)七二〇頁注一参照)。

(14) 沢野・前掲注(6)一九三頁、泉田栄一「会社法論」(信山社、二〇〇九年)五四八頁。なお、この学説の論者の一人は、いかなる株主でも記載できるような抽象的・一般的な理由の記載では実質的に書かれていないのと同視でき、それで足りるとすれば請求を慎重にさせるという理由の記載が要求される最低限の目的すら実現できないとも主張している(沢野・同一九三頁)。

(15) 前田・前掲注(13)二六頁、川村正幸「判批」金融・商事判例八七四号(一九九一年)四五頁、西山芳喜「判批」鴻常夫ほか編「会社判例百選」[第五版] (有斐閣、一九九二年)一六三頁。

なお、この考え方に従うと、例えば、「株主の利益を守るため」や、「会計の不正を調査するため」というような記載では不十分であると解される(本間輝雄「株主の帳簿閲覧権」鴻常夫ほか編『演習商法(会社)(下巻)』(青林書院、一簿四六年)六四五頁)。(16) 岩原・前掲注(9)一五七頁。もつとも、この学説は会社法四三三条の母法である米国法を参考している(この点については、久保田光昭『帳簿・書類閲覧権について』(二)「上智法學論集三三卷一号(一九九〇年)一五六頁が詳しいので参照され

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

たい)。

(17) 岩原・前掲注(9)一五七頁。

(18) 当該東京地判は、理由付記の趣旨を、「請求を受けた会社において、理由と関連性ある会計帳簿等の範囲を知り、また、商法二九三条ノ七(現行法の会社法四三三条二項・引用者注)に規定する閲覧拒絶事由の存否を判断する必要があること、株主による一般的調査が安易に認められる場合には、会社の営業に支障が生じるだけでなく、営業秘密の漏洩、閲覧株主による会計情報の不当利用等の危険が大きくなるため、ある程度具体性のある閲覧権写目的が株主にある場合に限って閲覧権を認めれば足りる」ということにある」としている。

(19) 石山卓磨「株主の会計帳簿・書類の閲覧等請求権について」Monthly Report(税経システム研究所)四一号(二〇一二年)五頁。

(20) 当該最判の原審(控訴審)である東京高判平成一五年三月一二日民集五八卷五号一二六三頁は、「閲覧の対象となる帳簿を特定できる程度に当該帳簿の閲覧を求むる理由を具体的に示すことが必要であり、かつ、その理由を基礎づける事実が客観的に存在していることを要する」と判示し、第一審である東京地判平成一四年四月二日民集五八卷五号一二六六頁で示された判断基準を維持している。しかしながら、上告審である当該最判は、「請求の理由を基礎付ける事実が客観的に存在することに對しては、請求を要すべき法的根拠はなし」と判示していることから、閲覧対象を特定できる程度に請求理由が具体的でなければならぬとする部分に限り第一審及び控訴審における判断基準を維持しているものと推察される。

(21) 角信明「会計ディスクロージャーの研究」主として会計帳簿

の閲覧権について」千葉商大論叢四二巻四号（二〇〇五年）二七五—二七六頁。

(22) 西山芳喜「株主の会計帳簿閲覧請求権と商業帳簿制度との関係」菅原菊志先生古希記念論集「現代企業法の理論」（信山社、一九九八年）四六〇—四六二頁。

(23) 鈴木竹内・前掲注(9)三六六頁、三八七頁注二、奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタール会社法(二)』【第二版】（日本経済社、二〇一六年）四〇二頁「出口正義」。

(24) 正井・前掲注(9)一六三頁、正井・前掲注(12)一九九頁。ただし、帳簿閲覧権を情報開示収集権と位置付けるべきか否かについては議論の余地が残されている（西山・前掲注(22)四六一—四六二頁）。

(25) 加藤徹『会社法』（中央経済社、二〇〇四年）二二二頁。

(26) 最判平成一六年七月一日民集五八巻五号二二四頁参照。ただし、学説からは、株主が立証責任を全く負わないとすると会社側が事実の不存在を立証できなければ虚偽記載によって帳簿の閲覧が認められる事態が生じかねないとする指摘も為されている（沢野・前掲注(6)一九四頁）。

(27) 岩橋健定「情報公開法における開示請求対象文書の特定」国際公共政策研究（大阪大学）四巻一号（一九九九年）一八七頁。

(28) 岩橋・前掲注(27)一九三頁。同じ論者は、会社法上の帳簿閲覧請求に関しても、『理由の記載』によって閲覧対象となる帳簿の範囲が画されることなどは、請求の理由を記載することが請求の特定に資することを示している」と主張している（岩橋・同前掲注(27)一九三頁）。

(29) 杉山悦子「議事録等の閲覧謄写請求手続」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』（商事法務、二〇一四年）五三

三頁参照。もっとも、株主が訴訟外で行った閲覧謄写請求を会社に拒絶されたことは訴訟を提起するための要件でない」とされている（江頭憲治郎・弥永真生編『会社法コンメンタール(一〇)』計算等(一)』（商事法務、二〇一一年）一四四頁「久保田光昭」）。

(30) この違いが両判決の結論を異にした要因ではないかという趣旨の指摘が為されている（山下徹哉「本件判批」法学教室四三三号(二〇一六年)一五六頁、西岡祐介「本件判批」銀行法務二一・八七号(二〇一六年)六七頁、三浦治「本件判批」税務事例四九巻六号(二〇一七年)五五頁）。

(31) 三浦・前掲注(30)五五—五六頁。

(32) 青木英夫「判比」金融・商事判例八三七号（一九九〇年）五〇頁、河本一郎「現代会社法『新訂第九版』」（商事法務、二〇〇四年）六七〇頁。

(33) 現行法は書面に理由を付すことを法文上要求していない（会社法四三三三条一項柱書参照）が、口頭による請求の可否については解釈が分かれているようである（石山・前掲注(19)六頁）。

(34) 青木・前掲注(32)五〇頁。

(35) 大隅健一郎・今井宏「会社法論（中巻）【第三版】」（有斐閣、一九九二年）五〇四頁、近藤光男「最新株式会社法【第八版】」（中央経済社、二〇一五年）三七九頁、江頭・前掲注(9)七一〇頁注一。なお、現在では会計処理が電磁化されていることに鑑みると閲覧対象の特定を株主に要求することは不当な結果に繋がるとする指摘も為されている（正井・前掲注(12)二〇〇頁）。

(36) 前田・前掲注(13)二七頁、川村・前掲注(15)四六頁。ただし、この見解に対しては、会社が閲覧対象を特定できる程度に具体的な請求理由によって閲覧対象が限定されるとすると、結果的には株主に対して対象の特定を要求すると変わらな

批判が出ている（正井・前掲注（9）一六九頁注三八）。

(37) 藤井・前掲注（10）二二九頁、上柳克郎ほか編「新版注釈会社法（九）株式会社計算（二）」（有斐閣、一九八八年）二二一頁「和座一清」。

(38) 正井・前掲注（9）一六九頁、片木晴彦「判批」私法判例リマックス三一号（二〇〇五年）九七頁。

(39) 久保田光昭「判批」ジュリスト九四四号（一九八九年）一三七頁。ただし、最判平成二年一月八日判時一三二二号一三一頁は、訴状や第一審口頭弁論で閲覧対象を補正したのは時機に遅れた許されない補正ではないという上告理由に対して、それに直接的に答えることなく閲覧目的の具体的記載の欠如を理由に上告を棄却している。

(40) 砂田太士「判批」税経通信四二巻九号（一九八七年）二四九頁、二五〇頁注一四。

(41) 当該最判について、株主は対象を特定せずに請求の具体性のみを示せば足りるとする見解を採用したと解する学説（近藤光男「判批」民商法雑誌一〇四巻四号（一九九一年）五三〇頁「同」会社支配と株主の権利」（神戸大学研究双書刊行会、一九九三年）二二二頁所収）がある一方で、分類上、閲覧対象の帳簿等を具体的に特定する必要があるとした判例及び裁判例として位置付けられることもある（沢野・前掲注（6）一九二頁参照）。

(42) 川嶋四郎「民事訴訟法」（日本評論社、二〇一三年）一七八頁注六、二〇七頁。

(43) 久保田・前掲注（39）一三七頁。

(44) 仙台高判昭和四九年二月一八日高民集二七巻一号三四頁参照。

(45) 請求理由の具体性の程度については、請求対象が特定されるか否かという基準により相対的に判断されるため、個々の事案に

株主の帳簿閲覧権と会社の拒絶事由

よりその程度は変わってくるものと思われる。

(46) 藤井・前掲注（10）二二八頁、本間・前掲注（15）六四四一六四五頁、上柳ほか編「前掲注（37）二二一頁「和座、大隅」今井・前掲注（35）五〇四頁、鈴木竹内・前掲注（9）三八八—三八九頁注五。

(47) 大隅健一郎「大森忠夫『逐条改正会社法解説』（日本評論社、一九五一年）四六四頁、小橋・前掲注（4）一四六三頁。

(48) 正井・前掲注（12）二〇頁。

(49) 鈴木竹雄「石井照久『改正株式会社法解説』（日本評論社、一九五〇年）二八六頁、大住達男「株式会社会計の法的考察」改訂版」（白桃書房、一九六〇年）三四七頁、加藤修「判批」法学研究（慶應義塾大学）五二巻八号（一九七九年）九八頁。

(50) 加藤・前掲注（49）九八頁。

(51) 松田二郎「鈴木忠一『条解株式会社法（下）』（弘文堂、一九五二年）四五七—四五八頁、大住・前掲注（49）三四六頁、上柳ほか編「前掲注（37）二二〇頁「和座」、大隅」今井・前掲注

(35) 五〇四頁、鈴木竹内・前掲注（9）三八七頁、加藤・前掲注（25）二二三頁、前田庸「会社法入門（第二版）」（有斐閣、二〇〇九年）五七四頁、関俊彦「会社法概論（全訂第二版）」（商事法務、二〇〇九年）三九二—三九三頁。なお、同様の立場を採る裁判例としては、例えば、横浜地判平成三年四月一九日判時一三九七号一—四頁が挙げられる。

(52) 大隅「大森・前掲注（47）四六四頁、小橋・前掲注（4）一四六三頁、大森・前掲注（4）二四五頁、本間・前掲注（15）六四四頁、泉田・前掲注（14）五四八—五四九頁、江頭「弥永編・前掲注（29）一三八頁（久保田）、川村正幸ほか「詳説会社法」（中央経済社、二〇一六年）三八五頁（川村正幸）、江頭・前掲注

- (9) 七〇八―七〇九頁。
- (53) 大隅Ⅱ大森・前掲注(47) 四六四頁、小橋・前掲注(4) 一四六三頁、大住・前掲注(49) 三四六頁、大隅Ⅱ今井・前掲注(35) 五〇三―五〇四頁。
- (54) 本判決が引用した最判平成一六年七月一日民集五八巻五号一―二四頁は、閲覧謄写の範囲等について更なる審理が必要であるとして原審に差し戻していることから請求理由による閲覧謄写の範囲の限定効果に間接的には言及しているものと考えられる(江頭憲治郎Ⅱ中村直人編『論点体系会社法(三)』株式会社(三)『第一法規』二〇二二年) 五〇六頁「小松岳志」参照。
- (55) 川村・前掲注(15) 四七頁参照。他方、請求理由が補正されなくても訴訟物は同一であるので、訴えの変更手続が必要になることはないとする学説も唱えられている(浜田・前掲注(9) 一一三頁)。
- (56) 会計帳簿等は会社の機密に深く関わる資料であるため、その閲覧権行使には使えない権利といわれるほどの厳しい要件が定められていると評価されることがある(木俣由美「適切な経営監視のための株主情報収集権…会計帳簿閲覧権を中心に」産大法学三八巻一号(二〇〇四年) 五頁)。
- (57) 改正前商法二九三条ノ七第一号(現在の会社法四三三条二項一号・二号)と二号以下(同三号以下)の關係について説明した文献として、鈴木Ⅱ竹内・前掲注(9) 三八八頁、上柳ほか編・前掲注(37) 二二九頁「和座」、高橋公忠「会計帳簿閲覧権の濫用と請求拒否事由」商経論叢(九州産業大学)三八巻四号(一九九八年)一〇四頁。併せて、現行会社法四三三条二項一号及び二号と三号以下の關係については、前田・前掲注(51) 五七五頁、江頭・前掲注(9) 七〇二頁注二を参照されたい。
- (58) 近藤光男「判批」商事法務一三五六号(一九九四年) 六頁。なお、詳細については、近藤・同六一七頁を参照されたい。
- (59) 大隅Ⅱ今井・前掲注(35) 五〇八頁。
- (60) 坂本延夫「判比」金融・商事判例九五四号(一九九四年) 四六頁。
- (61) 松田Ⅱ鈴木・前掲注(51) 四六〇―四六一頁。
- (62) 江頭・前掲注(9) 七二〇頁注一。
- (63) 木俣・前掲注(56) 三五頁。
- (64) 大住・前掲注(49) 三五〇頁。
- (65) 正当な理由なく拒絶した代表取締役等は過料に処される(会社法九七六条四号)。
- (66) 大隅Ⅱ今井・前掲注(35) 五〇九頁、上柳ほか編・前掲注(37) 一一二―一一三頁「和座」。
- (67) 久保田・前掲注(16) 一五六頁。
- (68) 実方正雄「少数株主権の濫用」末川先生古稀記念『権利の濫用(中巻)』(有斐閣、一九六二年) 一五九頁、大隅Ⅱ今井・前掲注(35) 五〇九頁、上柳ほか編・前掲注(37) 一一二頁「和座」、高橋・前掲注(57) 一〇一頁。
- (69) 実方・前掲注(68) 一五九頁。
- (70) 上柳ほか編・前掲注(37) 一一三頁「和座」。
- (71) 関俊彦「会社法概論[新訂版]」(商事法務、二〇〇四年) 四五一―四五三注二。なお、同書が全面的に書き換えられた全訂版(商事法務、二〇〇七年)においては当該記載はなく、本稿で引用した全訂第二版(関・前掲注(51))においても同様である。
- (72) 高橋・前掲注(57) 一〇一頁。
- (73) 実方・前掲注(68) 一五九頁。
- (74) 高木康衣「最近の判例における会計帳簿閲覧請求の拒絶をめ

ぐる問題」九州国際大学法学論集一五巻二号（二〇〇九年）一五八頁。

(75) 上柳ほか編・前掲注(37)二〇四―二〇五頁「和座、神田・前掲注(7)二四―二五頁。なお、現行法によると親会社社員が会計帳簿等の閲覧等を申し立てる場合には非訟事件を通じて裁判所の許可を求めることになる」とされる（会社法四三三条三項・八六八条二項参照）。

(76) 江頭憲治郎・門口正人編『会社法大系（第四巻）』（青林書院、二〇〇八年）四八五頁「高山崇彦」。

(77) 当該神戸地決は、出金伝票及び請求書について、「いずれも法人税法や消費税法において相手方に保存が義務づけられた帳簿書類に当たり、国税庁等による調査に際して、国税庁等に対して提示することが予定されている文書である」こと等を理由に、自己利用文書には該当しない旨判示した。

(78) 中東正文「MBOにおける情報開示と文書提出命令」神戸地裁平成二四年五月八日決定を機に「金融・商事判例一三九八号（二〇一二年）一頁。